

**くまもと緑・景観協働機構「第38回全国都市緑化くまもとフェア」  
自治体PR花壇に係る公募型業務委託コンペ募集要項**

次のとおり、「第38回全国都市緑化くまもとフェア」において、くまもと緑・景観協働機構（熊本県）で自治体PR花壇を出展するにあたり、施工及び管理を実施する事業者を募集します。

**1 募集方法**

本業務は、公募により企画提案を募り、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、契約相手方の候補者とします。

**2 企画提案コンペに付す事項**

**(1) 委託業務名**

・くまもと緑・景観協働機構「第38回全国都市緑化くまもとフェア」自治体PR花壇に係る業務

**(2) 業務内容**

別紙「くまもと緑・景観協働機構「第38回全国都市緑化くまもとフェア」自治体PR花壇業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従います。

**(3) 契約期間**

契約締結の日から令和4年（2022年）5月31日（火）まで（予定）

**(4) 募集事業者数**

1事業者

**3 委託限度額**

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、この金額は、提案にあたっての目安（上限）となる金額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定します。

**4 対象経費**

委託事業の実施に直接必要となる諸経費

例) 自治体PR花壇の設計、施工及び撤去、フェア期間中の維持管理（目視による確認、花がら摘み、植え替え等）等に係る資材費及び人件費等

※備品購入費など受託者の財産取得に係る経費は対象外。

※但し、花壇設置にあたり、プランター類や、枠材等を使用される場合については、消耗品扱いとします。よって、撤去後、これらを廃棄処分しない場合は受託者において他目的での使用は可としますが、第三者への販売は認めません。

**5 参加資格要件**

くまもと緑・景観協働機構の構成団体の一員である、一般社団法人熊本県造園建設業協会の

会員であること。ただし、くまもと緑・景観協働機構との打合せ等に担当者等が出席でき、また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとれる者に限る。

- ①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- ②民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- ③熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。
- ④宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑤暴力団ではないこと、及び、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。
- ⑥県税、消費税又は地方消費税の滞納がない者。

## 6 質疑と回答

- (1) 受付期間は令和3年（2021年）11月11日（木）までとし、質問は、電子メール（様式任意）または電話で受け付けます。

※受付期間を超えた質疑については回答しません。

- (2) 担当窓口

くまもと緑・景観協働機構事務局

担 当：長田

メール：[info-01@info.kumamoto-midori.com](mailto:info-01@info.kumamoto-midori.com)

## 7 応募方法等

- (1) 提出書類

- ①参加申込書（様式1）
- ②事業所概要（様式2）※
- ③事業実施体制等1（事業実施体制）（様式3-1）
- ④事業実施体制等2（過去の実績）（様式3-2）
- ⑤企画提案書（任意様式）※
- ⑥事業費見積書（任意様式・明細を記載のこと。）
- ⑦納税証明書

- (2) (1) についての留意事項

- ①上記(1)②事業所概要については、所定の様式に代えてパンフレット等既存の資料でも可とします。
- ②上記(1)⑤企画提案書は任意様式としますが、次の事項については必ず記載してください。
  - ・花壇のタイトル

※契約後、出展プレートに記載します。その場合は御相談のうえ、若干のアレンジを施す場合があります。

- ・展示コンセプト（主とする植物については、選択理由も含む）
- ・デザイン平面図（A3サイズ横・フルカラー、必ず区画サイズ及び植物や構造物の高さサイズを記載してください。）

※この平面図は契約後、当初案として緑化フェア事務局に提出しますので、その際にはデータでの提出をお願いします。（容量が5MBを超える場合は御連絡いただきます。）

この平面図を基に、緑化フェア事務局により正式な花壇設置箇所が決定されます。

- ・イメージスケッチ（完成時・会期中での植え替え（1～2回）案も含む。）（様式は任意。フルカラー、植物や構造物の配置と高さが分かるもので、寸法も記載してください。）

### （3）提出方法及び提出部数

- ・郵送又は持参
- ・5部（正本1部、副本4部）提出

### （4）提出先

〒862-8570（郵送の場合、住所記載不要）

熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県土木部道路都市局都市計画課内 くまもと緑・景観協働機構事務局 担当：長田

TEL：096-333-2522

### （5）提出書類の受付期間

令和3年（2021年）10月21日（木）～11月16日（火） 午後4時（必着）

## 8 審査の実施

提出書類に不適合点がない応募者には、プレゼンテーション（5～10分程度を予定）を実施します。

### （1）プレゼンテーション日時及び場所

令和3年（2021年）11月25日（木）午前中

熊本市総合体育館・青年会館（熊本市中央区出水2-7-1）

※書類審査通過者には、個別にプレゼンテーションの時間及び会場を通知しますので、指定された時間にご来場ください。直前の通知になるため、メールにて通知しますので、参加申込書にはメールアドレスを必ずご記入ください。

※駐車場はありますが、満車の場合がありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

※プレゼンテーションにおける注意事項

- ・出席者は各社2名までとします。出席の際は、マスク着用や手指消毒等、新型コロナウイルス感染拡大防止にご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・応募時の提出資料に対する追加資料の当日配布（紙）は認められません。
- ・パソコンを使用してプレゼンテーションを行う場合は、くまもと緑・景観協働機構で用意した機材（パソコン・プロジェクター等）を使用していただきます。当日は、上映される資料（5点まで）を次の環境で使える状態にしたものをUSBメモリーまたはSDカー

ドに収めたものをお持ちください。

(当日使用パソコン：Windows10、プレゼンテーション様式：PowerPoint Office2019 )

- ・パソコンを使用しない場合は、応募時の提出書類に基づきプレゼンテーションを行っていただくこととなります。

(2) 審査委員

4名

(3) 審査基準

① 審査項目

審査項目		配点 (各人)
事業目的の理解度	・本事業の趣旨・目的を十分理解しているか。	10
企画力	・フェア会場で熊本の良さをアピールできる花壇デザインの提案がなされているか。	30
発信力	・効果的な広報・PRの提案がされているか。 ・見学者に「緑化フェア」のテーマが伝わるような展示内容の工夫がなされているか。	10
業務遂行能力	・施工、維持管理について円滑に実施できる体制（組織、スタッフ）が整っているか。 ・無理のないスケジュールとなっているか。 ・過去の実績はどうか。	30
事業費	・事業費の積算は妥当か。	15
その他	・熊本県ブライト企業認定、よかボス宣言のいずれかを 受けた企業（団体）であるか。 ※認定は、現在も有効であること。	5
合計		100

② 受託者の選定方法

選定に当たっては、上記（1）に定める審査会による企画提案書等の内容審査を行い、上記（3）①により、審査委員全員の合計の点数が最も高い応募者を受託候補者とします。

くまもと緑・景観協働機構は、受託候補者と最終的な契約条件等を協議し、双方合意に至ったときは、契約の手続きを行います。なお、契約条件等が合意に至らない場合は、①における次点の応募者を受託候補者として協議を行います。

審査項目について、4人の審査員による内容審査を行い、合計点が240点以上の提案者を採用の対象とします。

③ 審査結果の通知

全ての応募者に対し、審査結果を書面にて通知します。なお、採用された応募者については、くまもと緑・景観協働機構のホームページで公表します。

④ 契約方法

契約方法は、県に準じ、地方自治法第167条の2第2号の規定により随意契約とし熊本県会計規則第95条第1項第1号により単独見積とします。

9 参加辞退について

参加申込書の提出後に申込みを取り下げる場合は、取下書（様式任意）をくまもと緑・景観協働機構事務局に提出していただきます。

10 その他留意事項

- ・ 提出期限後の書類の追加、修正等は原則認めません。
- ・ 提出された企画提案書等は原則返却しません。
- ・ 企画提案コンペの参加に係る一切の費用は、参加者負担とします。
- ・ くまもと緑・景観協働機構は、提出した企画提案書等を提案者に無断で本事業以外の目的に使用しません。
- ・ 企画提案書に関する著作権は提案者に帰属します。ただし、本委託契約を締結する提案者が提出した企画提案書の著作権に関しては、契約締結時点でくまもと緑・景観協働機構に帰属します。